

# 立川市バドミントン協会会計規約

## (目 的)

第1条 この規約は、立川市バドミントン協会規約第4条、第20条の規定に基づき、会費額について定めることを目的とする。

## (会 費)

第2条 会費の年額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- |               |   |
|---------------|---|
| (1) 一般団体      | 6, 500円   |
| (2) 中学生・高校生団体 | 1, 000円   |
| (3) 個人        | 1, 000円 (中学生以上及び団体登録において運営規定第1条第3項に該当する者を含む。なお、団体登録においては3年間個人会費を払うものとする。) |

## 附 則

- 1 本規約は、昭和41年4月1日から施行する。
- 2 本規約は、昭和48年4月1日から施行する。
- 3 本規約は、昭和56年8月1日から施行する。
- 4 本規約は、昭和57年4月1日から施行する。
- 5 本規約は、昭和59年4月1日から施行する。
- 6 本規約は、平成 元年4月1日から施行する。
- 7 本規約は、平成 6年4月1日から施行する。
- 8 本規約は、平成10年4月1日から施行する。
- 9 本規約は、平成16年4月1日から施行する。
- 10 本規約は、平成17年4月1日から施行する。
- 11 本規約は、平成20年4月1日から施行する。
- 12 本規約は、平成21年4月1日から施行する。